

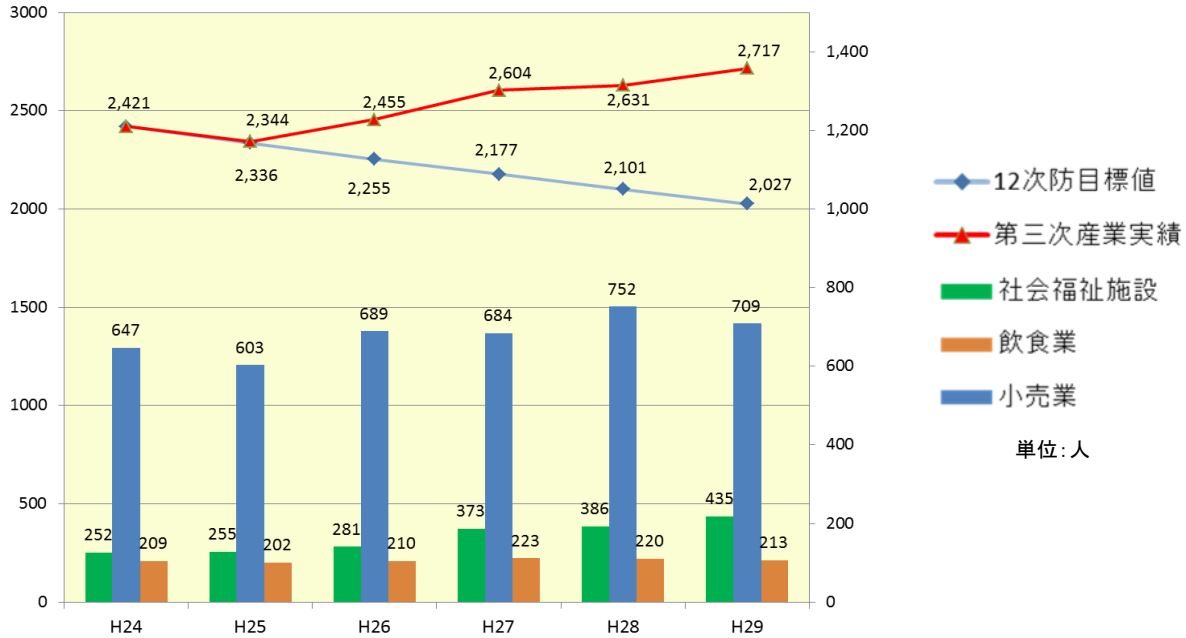
第三次産業で労働災害が増加しています!!

第12次労働災害防止計画の期間中(平成25年度～平成29年度)、第三次産業の労働災害が大幅に増加しました。

特に、重点として取り組んだ社会福祉施設、小売業及び飲食店では、労働災害が増加又は高止まりの結果となりました。

第13次労働災害防止計画(平成30年度から5年間)においても、第三次産業の労働災害防止対策に取り組めます。

社会福祉施設、小売業、飲食店における休業4日以上死傷災害の推移(福岡労働局)



第三次産業で多発している災害です。対策例を参考に労働災害の撲滅を目指しましょう!



転倒災害 災害防止対策

- ### 床等により転倒災害
- 入り口等の段差の部分はスロープを敷く色を塗ること
 - 足ふきマットを入り口等に置くこと
 - 滑り防止の安全靴、作業靴を着用し、磨耗したら交換すること
 - 作業床等は常に滑らないよう掃除、片付けをすること

- ### 荷や物が起因による転倒災害
- 整理整頓は作業の区切りごとにまめに行うこと
 - 整理整頓し、通路には物を置かないようにすること
 - 安全ラインは消えないように引きなおすこと
 - 安全責任者は、危険箇所を見つけたらすぐに改善措置をとること

動作の反動・無理な動作災害 災害防止対策

- ### 無理な姿勢等による腰痛災害
- 物の持ち上げは膝をまげて行う
 - 準備体操を行う
 - 重量物は運搬機械を利用する
- ### 無理な姿勢等による足首捻挫災害
- 荷を持って走らないこと
 - 荷の重量を20kg以下にする



墜落・転落災害 災害防止対策

- ### 荷や物の上で作業中転落
- 昇降設備を設けること
 - 作業に合った固定足場を設置すること
 - 靴は滑り止みが磨耗していないものを使用すること
- ### 脚立、踏み台、はしごを使用中の災害
- 脚立・踏み台は適切な高さで適切な踏み面のあるものを使用すること
 - はしごは滑り止め等があり、上端を60センチ以上突出して使用すること
 - はしごは手に物を持っての昇降を禁止すること
 - 靴は滑り止みが磨耗していないものを使用すること

切れ・こすれ災害 災害防止対策

- ### 刃物による災害
- 荷ほどきにカッター等を使用する際は、保護手袋を使用すること
 - 刃物の取り扱いルールを作成し、安全教育を徹底すること
 - 刃物は切れが落ちないよう常に整備しておくこと
- ### 荷や物の起因による災害
- 切創防止やすり止めの保護手袋を使用すること
 - 重量物の運搬は台車等の運搬器具を使用すること
- ### 機械等の起因による災害
- 異常発生時は機械を停止してから措置を行うこと
 - 機械の刃部は安全囲いで覆い、必要に応じ手工具を使用すること
 - 見やすい箇所に安全手順や禁止事項を表示すること

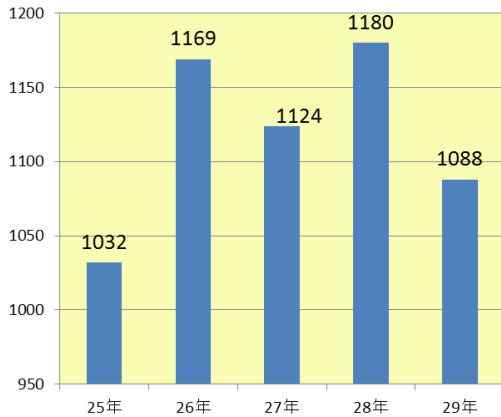
交通事故(道路) 災害防止対策

- ### 防止対策
- 道路に出て誘導しないこと
 - 制限速度、徐行を守る
 - シートベルトは必ず着用する
 - バイクの配達重量を小分けにし、積込量を定める
 - 配達順路は交通規則を守った計画とする
 - 交通労働災害防止担当責任者を選任し道路状況を知らせる
 - 安全運転教育(添乗教育含む)を計画的に実施する
 - 運行前点検を確実に実施する。

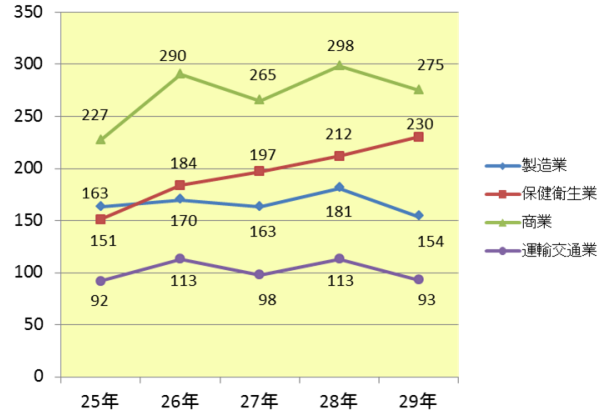
転倒災害は第三次産業をはじめ、あらゆる業種で多発している災害です！

転倒災害による休業4日以上死傷者数は平成29年に一旦減少しましたが、平成30年に入って、対前年比56%の増加に転じ、予断を許さない状況です。

転倒災害による休業4日以上死傷者数の推移
(全産業 単位:人)



転倒災害による休業4日以上死傷者数の推移
(主要産業別 単位:人)



転倒災害の予防には日常的な「4S活動」の実施等が有効です。

「4S活動」とは

- 整理** 必要な物と不要な物を分けて不要な物を処分すること
- 整頓** 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、安全な状態で配置すること
- 清掃** 身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと
- 清潔** 整理・整頓・清掃を繰り返し、労働衛生面を確保し、快適な職場環境を維持すること

STOP! 転倒災害プロジェクト

取組期間：平成30年6月～平成31年2月

STOP! 転倒災害 セーフティチェック

転倒災害を防止するために、毎月1～7日に決まって、セーフティチェックを実施し、安全に働ける環境づくりを目指してください！

厚生労働省HPの「職場のあんぜんサイト」に安全衛生関係の情報が掲載されています。

職場のあんぜんサイト

検索

このリーフレットについて、詳しくは、福岡労働局、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

